

黒松内つくし園

社会的養護関係施設の第三者評価事業 報 告 書

特定非営利活動法人

北海道児童福祉施設サービス評価機関

2022 年 1 月 26 日

目 次

A	社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過	P. 2
B	第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）	P. 3
C	利用者調査	P. 23
D	資料	P. 35

A 社会的養護関係施設の第三者評価業務処理経過

1. 業務処理経過

【評価機関】 特定非営利活動法人 北海道児童福祉施設サービス評価機関		
2021 年 5 月～7 月	【申込み・契約】	○社会的養護関係施設の第三者評価受審申込み受理 ○契約締結
7 月～10 月	【事前分析】	○資料の事前提供及び利用者調査（アンケート調査）を依頼 ○施設より提供資料及び利用者調査のアンケート用紙を受領 ○事前分析・事前協議
10 月	【施設調査】	○訪問調査 施設見学、職員からの聞き取り、書類等確認
11 月 ～ 2022 年 1 月	【調査結果分析・ 評価とりまとめ】	○評価調査者の合議等による評価結果の取りまとめ ○施設へのフィードバック ○評価結果確定
1 月	【評価結果の報告】	○報告書提出

- ・ 2021年7月1日付けで社会的養護関係施設第三者評価の実施について契約を締結しました。
- ・ 9月に施設から提供資料及び利用者調査の未開封封筒入りアンケート用紙を受領しました。
提供資料及びアンケート集約結果に基づき、評価調査者による事前分析及び事前協議等を実施しました。
- ・ 10月16日(土)～17日(日)に施設を訪問し、施設見学及び施設長・職員インタビュー、書類等確認等の調査を実施しました。
- ・ 訪問調査終了後、各評価調査者の評価結果まとめ、評価機関としての合議・評価決定委員会等を行い、評価結果を確定しました。
- ・ 12月25日、評価結果について施設に説明を実施しました。

2. その他

評価事業は、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成30年3月30日付け子発0330第8号、社援発0330第42号）に基づき、福祉サービス第三者評価、すなわち社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から評価を行う事業として実施しました（D 資料参照）。

評価基準は、上記「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」に基づき実施しました。

判断基準（水準）は、結果をa、b、cの3段階評価で示しました。このうち、aは施設運営指針に掲げられている目指すべき理想的な状態です。bはこれに至らない、多くの施設で考えられる標準的な状態です。cはこれ以上に課題が大きい状態です。評価結果で、cの項目がある場合は、これを改善していく活動が必要です。bの項目は、さらにaに向けて努力していくことが重要です。

評価結果は、評価機関から第三者評価事業の全国推進組織と定められている社会福祉法人全国社会福祉協議会へ提出し、社会福祉法人全国社会福祉協議会より公表されます。

B 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

(特非) 北海道児童福祉施設サービス評価機関

② 評価調査者研修修了番号

北海道第0142

SK18195

S2019002

③ 施設の情報

名称：黒松内つくし園		種別：児童養護施設
代表者氏名：岡久孝雄		定員（利用人数）：75名（本体施設）
所在地：北海道寿都郡黒松内町字黒松内562番地1		
TEL：0136-72-3033		ホームページ： https://www.tsukushien.or.jp/
【施設の概要】		
開設年月日 1956年10月20日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 黒松内つくし園		
職員数	常勤職員：34名	非常勤職員：9名
有資格 職員数	社会福祉士：3名	
	保育士：12名	保育士：2名
	看護師：1名	
	管理栄養士：1名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	男子5ユニット19室 女子5ユニット13室	体育館、交流スペース、親子生活訓練室、調理実習室、学習室、ルーフテラス

④ 理念・基本方針

理念

児童養護施設黒松内つくし園は、子ども一人ひとりの生命と人権を守り、安全で安心な生活環境のなかで、心身の健やかな成長と発達を育むことができるよう、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にしたい個別な養育をおこないます。

また、子どもの基本的生活習慣の習得と豊かな人間性及び社会性を養い、家庭環境の調整を図りながら、自己実現の確立と社会的自立のための継続的な支援をおこない、子どもの最善の利益の実現を目指します。

⑤ 施設の特徴的な取組

自然豊かで福祉に理解が深い地域性を生かし地域行事や法人内の各種行事等に積極的に参加している。地域に根付いた施設として、小・中学校との連携については特に綿密に行っており、年2回の懇談会の実施と、現在は新型コロナウイルス対策で実施していないが懇親会も開催し、児童の支援に対して気兼ねなく相談できる関係作りをしている。

また、隣接する法人内各施設の様々な行事等に参加する中で高齢者や障がい者とふれあい、理解を深める機会となっている。

保護者との関係性を重視し、児童の学校や生活の様子、月の行事等のお知らせを担当職員が家庭通信に記載し、「つくし園だより」とともに毎月保護者へ発信し、信頼関係の構築に努めている。

平成28年度に施設独自の奨学金制度(給付型)を創設し、現在は道内の4年制大学に通学する卒園生に支給している。又、原資の確保に目途が付いた為、奨学金だけではなく、卒業予定者助成金(入居等費用助成金・免許取得費用助成金)、その他の助成金(緊急的助成金)として昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた卒園生3名に支給している。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月1日(契約日) ～ 令和4年1月21日(評価結果確定日)
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成29年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

1. 施設も地域もそれぞれにとって「当たり前」の存在

施設の所在地にあって、法人は児童養護施設黒松内つくし園の要保護児童の支援から知的障がい児者、身体障がい者、高齢者への支援と領域を拡げてきた。長い時間の経過とともに施設と地域の交流が深まり、施設にとっても地域にとってもそれぞれが「当たり前」の存在になっている。様々な交流事業は、子どもたちにとって貴重な機会と時間であり、開かれた施設の証とも言える。

2. 職員が幅広い視野を持って子どもの養育・支援を行えるような工夫

法人は様々な種別の福祉施設を多数擁する大規模法人であり、各種規程や委員会等の体制が整備されている。施設では、職員が子どもの養育・支援に携わる際に必要な法人及び施設の各種規程や実務用マニュアル等を「支援マニュアル」として一冊にまとめ、職員一人ひとりに配布している。また、法人の各種委員会への委員としての参加や施設独自の委員会を設置し責任者及び担当者を配置することにより、職員が施設の運営なども意識しながら積極的に業務に取り組めるような体制づくりを図っている。

3. 発達課題に応じた個別支援プログラムによる取組

心理的課題や性的発達に課題がある子どもに対して、心理療法担当職員を中心に

職員がチームで、個々の子どもに応じたプログラムを工夫して、丁寧な支援に取り組んでいる。また、その支援内容がきめ細かく記録されている。

◇改善を求められる点

1. 期待されるスーパービジョン体制の再構築

福祉人材の確保が極めて困難な状況にあって、職員の教育・研修の重要性は増しつつある。さらに、支援が困難な児童の増加傾向は続いている。現行の「スーパービジョン会議」のみでは、職員一人ひとりへの日常的な対応は困難であり、基幹的職員を軸にしたスーパービジョン体制の再構築に期待したい。

2. 保護者等への適切な情報提供等の検討

児童養護施設では子どもの入所前や入所時に保護者等と会うことは無いため、施設の方針や取組の内容等を直接説明する機会が無い。入所後も保護者等との関わりは限定的であるため、プライバシー保護や苦情対応、個人情報保護等に関する施設の取組の周知が現状では不十分と認められる。子どもの養育・支援において保護者等は重要なパートナーであり、適切な情報提供にもとづく信頼関係を築くことが大切である。保護者等への情報提供が適切に行われるように、時期や内容等を整理したうえで、児童相談所との連携やパンフレット及び「つくし園だより」などを活用した効果的な周知方法等について検討することを期待したい。

3. 家庭に対するアセスメントとそれに基づく支援

個々の子どもと保護者の状況や親子関係再構築に向けた取組の前提となる家庭のアセスメントを明確にして、それに基づく支援を施設全体で共有できるように、明示されたものの作成が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の受審が3度目となります。新型コロナウイルス感染症の影響で1年延期となり、昨年準備を進めていた内容も再点検しました。職員の入れ替わりもあり、受審にあたってはグループを再編成し、多くの職員に受審時の対応を経験してもらう事としました。

今回受審させて頂き、改めて子ども達への支援の取組を見直しできた事、第三者に理解して頂く説明の難しさを実感しながら、施設としての改善点やちょっとした工夫（パンフレットにルビを打つ等）で自分達の支援の幅が広がる事に気付く事が出来ました。また、評価者の皆様から日頃の支援上の悩みや疑問について適切なアドバイスや当施設の取組についてお褒めの言葉を頂戴し、仕事に対する自信とやりがいをも再認識し勇気づけられた職員が大勢いたものと思っています。

今回の受審結果で高評価の項目については維持しつつ更にレベルアップするもの、新たに取り組むもの等の課題が明確になりましたので、職員一団となって子ども達の為により良い支援サービスを追求し、安定した施設運営に取り組んでいきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊸・c
＜コメント＞ ○「社会の健全な一員となる」ことを養育理念としてホームページ、「入園のしおり」、「事業計画」に記載されている。年初めの「全体会議」において理事長が職員に周知していることが「全体会議録」で確認できた。年 2 回の「全体会議」で周知状況の振り返りがなされている。 ◆理念と基本方針は不可分の関係にあり、「事業計画」にある「養育の重点目標」と「職員の行動規範」等を勘案しながら整備することが望まれる。子どもや保護者への配慮として「入園のしおり」等にルビを振るなどの配慮に期待したい。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㊸・b・c
＜コメント＞ ○法人内に高齢者や障がい者等の多種多様の事業所があり、施設長・副施設長会議等において、最新の社会福祉事業全体の動向について情報が共有されている。施設長が「町ぶなっ子どもプラン」の委員を務めるなどして、地域の福祉計画や地域における養育・支援のニーズ等の把握と分析がなされている。「中期事業計画」の「現状と反省・課題」から把握の状況と分析を窺うことができる。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊸・b・c
＜コメント＞ ○「中期事業計画」や「事業計画」において施設が抱える課題や問題点を整理しまとめてい		

る。「中期事業計画」や「事業計画」を職員に配布して周知するとともに、明らかになった課題を「重点目標」にして改善への取組がなされている。法人の会報誌「ブナの里」から役員が経営状況や課題を共有していることが窺える。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○平成30年から令和5年までの「第三期中期事業計画」が策定されている。第二期の振り返りがなされ、第三期の小規模化を中心に据えた具体的な計画が示されている。法人の中期計画の見直しにもとづいて見直しがなされている。 ◆第二期の「事業活動収支計算書」を作成し記載されているが、「第三期中期事業計画」に伴う「第三期中期収支計画」を策定し明示することが望まれる。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○単年度の「事業計画」は、「中期事業計画」を踏まえた内容になっている。遂行する事業の具体的な内容が示され、子どもたちのための行事計画も作成されている。7項目の「重点目標」は、簡潔で評価がし易い内容となっている。 ◆「中期事業計画」に伴う「第三期中期収支計画」の策定が望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○「園内研修」において「上半期反省」と「年度反省」とが行われる中で「事業計画」の振り返りと意見の集約がなされている。年度当初の「全体会議」において「事業計画」が職員に周知されていることが「全体会議録」において確認された。 ◆9月と1月の「園内研修」で慣例的に「事業計画」の振り返りと意見の集約が行われているが、策定のみならず実施状況や評価についての時期・手順を明文化するなどの体制の強化整備に期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○事業計画の概要をカラフルで見やすい毎月発行の広報誌「つくし園だより」で保護者等に伝えている。 ◆掲示板を利用して子どもたちに行事計画を伝えているように、「事業計画」を簡潔にし、ルビを振るなどの工夫をして、子どもたちに周知するための取組が進むことに期待したい。		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑩・c
<コメント> ○施設における養育・支援の柱となる「自立支援計画」が「支援マニュアル」に則り作成、実施されている。「事業計画」の重点目標に「第三者福祉サービス評価受審の取組」を明示し「第三者評価受審委員会（自己評価）」の役割と職員分担を記している。訪問調査では、グループ編成された職員が評価項目の丁寧な振り返りを行っていることが確認できた。 ◆「第三者評価受審委員会（自己評価）」による自己評価が行われているが、実施の時期や手順をマニュアルにするなど、PDCA サイクルにもとづいた自己評価を推し進める体制強化の取組に期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<コメント> ○第三者評価結果で示された具体的な課題を、自らの問題として共有できるように、評価機関からの評価結果を職員に配布している。 ◆設置されている「第三者評価受審委員会（自己評価）」が組織的・計画的に機能して、評価の実施・評価結果のまとめ・課題の解決や改善への道筋を明らかにし得る体制整備の取組が期待される。		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<コメント> ○年度当初の「全体会議」において「事業計画」をもとに施設の運営についての基本的な考え方を職員に説明をしている。広報誌「つくし園だより」に自らの意見を表明している。施設長の役割が「管理規程」に明示されている。 ◆「防火及び防災管理規程」「黒松内つくし園消防計画」等で施設長の役割が明示されている。平常時のみならず施設長不在時の権限委任等を明確にし、文書化する取組に期待したい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c

<コメント> ○施設長は「社会福祉法人黒松内つくし園コンプライアンス規程」を遵守している。法人が開催する定期的な「施設長・副施設長会議」での自主研修や勉強会、オンラインで施設外研修会に参加するなどして学びの場を確保している。月1度の定期的な「全体会議」において、遵守すべき法令等について周知や注意喚起などを行っている。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<コメント> ○前期と後期に行われる「自立支援計画」「アセスメントシート」の作成によって子どもたちに行われている養育・支援の実際を把握している。「全体会議」「支援会議」「ケース会議」における職員の声に耳を傾け、必要に応じて意見を述べている。「事業計画」の「重点目標」に「人材育成の取組み」を明示して計画的な研修に取り組んでいる。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・d・c
<コメント> ○施設長は、法人の定例「施設長・副施設長会議」において経営の改善状況を把握・分析し、施設内の「主任・副主任会議」に出席して、課題の整理や意見を聴取しながら具体的な改善への取組を行っている。 ◆施設が抱えていかなばならない様々な課題の解決や改善のために、「管理規程」の「施設の運営に関する事項」の各種会議に管理層の関わりを明確にするなどした体制の整備に期待したい。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・d・c
<コメント> ○「事業計画」の「重点目標」に人材確保の取組方針が具体的に示され、新たな職員配置基準を目指すとされている。人材の確保について、ハローワークの活用はもとより大学等の訪問を積極的に行うなど法人全体での取組がなされている。加算職員が配置されて、「管理規程」にその役割が明示されている。 ◆人材の確保が困難な状況が続いている。慢性的になりつつあるが故に、人材の確保と育成のためのより具体的な計画の策定が期待される。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・d・c
<コメント> ○人事基準が定められており、規程文書が職員個々人に配布されている。法人全体での人事考課制度が整えられ、取組状況の確認とその見直しが法人「施設長・副施設長会議」で		

図られている。 ◆職員が自らの養育・支援に向かう将来の姿を描くことができるように、人事管理の前提と言える「期待する職員像等」を明確にする取組に期待したい。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑩・c
<コメント> ○組織図に労務管理に関する役割を明示している。有給休暇や時間外データが簿冊によって見易く管理されている。インターネットを活用した職員のストレスチェックが年1回なされている。福利厚生センターへの加入や職員互助会の整備がある。 ◆人材確保やワーク・ライフ・バランスに配慮した多様な勤務体制の検討が「事業計画」に示されており、具体的な取組計画と評価とその改善策が見える化されることに期待したい。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑩・c
<コメント> ○法人全体の人事考課制度に則り、5月9月11月に1次2次3次の個別面接が行われている。職員一人ひとりの目標の設定、進捗状況の確認、振り返りが行われている。 ◆施設として「期待する職員像」を明確にして、仕組みを整えることに期待したい。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・⑩・c
<コメント> ○「事業計画」の「研修計画」に3つの方針を明示している。「園内研修」・「園外研修」・「法人研修」の研修計画が示されている。コロナ禍にあって、web研修システムを利用した階層別研修にも取り組んでいる。 ◆法人と施設内に「研修委員会」が設置されて研修計画が策定されている。PDCAにもとづいて評価見直しがスムーズに行える仕組みの整備に期待したい。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・⑩・c
<コメント> ○職員一人ひとりの養育・支援の知識や資格等は法人の「人事管理システム」と「人事考課制度」によって把握されている。「研修報告書」により新任研修の具体的経過が確認される。コロナ禍にあって、「園内研修」に加えてweb研修を積極的に取り入れて研修の場を確保している。施設のパソコンを利用し勤務時間内に資格取得のための試験を受けるなどの配慮がなされている。 ◆「管理規程」に「原則として年2回」の「スーパービジョン会議」が定められている。養育・支援が困難な子どもたちの増加傾向が続く中で、日常的に機能するスーパービジョン体制の見直しに期待したい。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・⑩・c
<コメント> ○「事業計画」の「実習生受け入れ計画」に、実習の重要性や果たすべき役割など4つの目的を明示している。「実習生受け入れ要項」とそれに伴う具体的なマニュアルが整備されている。学校側と実習生や実習経過の情報が伝達、共有されている。 ◆施設は、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意が不十分と認識しており、学校側と更なる協議を重ねて充実を図る取組に期待したい。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・⑩・c
<コメント> ○第三者評価受審や苦情・相談の対応について、広報誌「つくし園だより」に報告、記載されている。「つくし園だより」や法人会報誌「ブナの里」で施設や法人で行っている活動を地域に発信している。 ◆地域の人々が第三者評価受審の評価結果を具体的に知り得るようにホームページを工夫するなどの取組に期待したい。地域の施設理解をより深め、施設運営の透明性を確保するために、運営の根幹となる基本方針を明示することが強く期待される。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> ○「管理規程」や組織図、法人の「経理規程」において、事務や経理、取引等についてそれぞれの職務の役割が明示されている。個々の職員には規程集が入職時に配布され、改正時に更改されている。監事による内部監査が定期的に行われ理事会に結果報告されている。監査法人による監査支援等を実施し、指摘事項にもとづいて経営改善に努め、監査結果がホームページに公開されている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<コメント> ○「事業計画」の「行事計画」に子どもたちが地域の様々な行事に参加したり地域の人たちを施設に招待するなどの計画が示されている。行事参加の状況や高校生による地域ボランティアなど地域の人たちとのコミュニケーションが「つくし園だより」に記載されている。		

る。学校の友人を施設に迎え入れての交流が日常的に見受けられている。 ◆子どもの「育ち」に地域社会との交流は重要であり、施設が地域の中にあることがごく当たり前になっているが故に、基本的な考え方を明確にし、文書化する取組に期待したい。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<コメント> ○「ボランティア受け入れに対しての基本方針」に「子どもの生活ならびに施設と地域の交流の充実等を図ることを目的として受入れ及び活動等」をすると定めている。マニュアルを整備してボランティアに事前説明等がなされている。 ◆施設は、小学校の職場見学や中学校の職場体験等は「地域が小さいために施設利用者のプライバシーが侵される恐れがある」としている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> ○「支援マニュアル」に必要な関係機関等の一覧表を作成して職員間での共有が図られている。児童相談所との連絡協議会、町特別支援教育連絡協議会、町役場の主催する「子ども子育て会議」等との定期的連絡会が行われている。地域における支援が困難な児童について、「定期」あるいは「その都度」協働して解決する取組がある。子どもの退所の調整やアフターケアのために地域にネットワークを作る取組がなされている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<コメント> ○町との福祉に関わる懇談会、地域の子どもを守る会、職員が町教育委員会の生涯学習委員として地域の各種会合に参加し、地域の福祉ニーズ等の把握に努めている。 ◆明らかになった課題に、施設として出来ることが、具体的な取組としてあり得るとの前向きな姿勢があり、より積極的な取組に期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c
<コメント> ○町と契約し「短期入所生活援助事業」を実施している。「黒松内つくし園子ども会」として町内会に加わり、「黒松内子ども会育成連合会」に参画するなど地域コミュニティとの連携ができています。町及び町内会と災害時における地域避難所の契約が行われている。 ◆施設は養育・支援に関する多くの専門的知見を有しており、地域に還元するべく子育て相談会や講演会を開催する等の具体的な取組の計画を検討することに期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> ○子どもを尊重する姿勢は、養育理念に「子ども一人ひとりの生命と人権を守り、安全で安心な生活環境のなかで」と明示されている。施設長の講話や「倫理綱領」の読み合せ等で職員の理解と実践を図るように取り組んでいる。子どもの個別面談（年3回）や職員のチェックリスト（10日ごと提出）を通じて定期的に状況の把握・評価等を実施している。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・⑩・c
<コメント> ○子どもや保護者等に向けたパンフレットにプライバシー保護等について明記している。子どもの入所時と3年ごとに「権利ノート」の説明を実施している。個室でない場合も家具等の配置で個人の空間を確保したり、中学生以上には鍵付きの収納ボックスを持たせるなどの工夫を行っている。 ◆保護者等への周知方法としてホームページへの掲載だけでは不十分と思われる。パンフレット等の配布や「つくし園だより」の活用など、より有効な方策の検討を期待したい。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑩・c
<コメント> ○施設の理念の他に、施設の生活や行事等が記載されたパンフレット等のわかりやすい資料を作成しており、随時更新を行っている。 ◆見学等の希望には対応しているが、子どもの出身地が広域なため、入所前に見学や説明を実施できるケースは少ない。児童相談所との連携などで、より積極的な情報提供の方策を図ることを期待したい。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<コメント> ○入所時には「入所の流れ」にそって説明を行っている。子どもには年3回の個別面談時に支援内容等を説明し、同意を得るように努めている。また、子どもや保護者等への説明内容と結果はケース記録に記載している。 ◆意思決定が困難な子どもや保護者等へのわかりやすい説明など、様々な相手に合わせた工夫をルール化するような検討が望まれる。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○退所・移行の際には要保護児童対策地域協議会が開催される場合は、職員が出席して説明するようにしている。家庭支援専門相談員を配置し、退所後も相談ができることを説明している。 ◆退所・移行の際には児童相談所をととして必要な引継ぎを行い、養育・支援の継続に努めているが、定まった文書等は作成していない。退所後の相談窓口等は口頭で説明しているが、わかりやすく文書にして渡すことについて検討を期待したい。		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞ ○子ども会の設置、年1回のアンケート調査、自立支援計画作成時に併せた年3回の個別面談など子どもの満足向上を図るための取組が認められる。子ども会担当職員を配置し、アンケート結果について職員間や子どもたちと話し合いを行っている。子どもの意見や要望を活かして、公衆電話のボックス化や体育館の遊び方の改善等を行っている。		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○法人として「苦情対応規定」を制定し、施設に苦情解決責任者や苦情受付担当者を配置している。施設のパンフレットには相談・苦情窓口や第三者委員の連絡先等が記載されている。苦情に関する対応経過等は適切に記録・保管しており、法人の苦情解決委員会にも報告している。 ◆「つくし園だより」に苦情に関する報告を記載しているが部分的であり、また、保護者等へのパンフレット配布も限定的である。苦情に関する対応などを保護者等へ周知する方策の検討と改善に期待したい。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○「黒松内つくし園へようこそ!!」というパンフレット（入園のしおり）に、職員への相談や意見箱の利用、外部の相談窓口について記載しており、意見箱のそばには用紙と書き方の説明を備えている。子どもの相談等には別室で対応するなど、意見を述べやすい環境の整備に努めている。 ◆保護者等へのパンフレット配布は限定的なため、保護者等へ周知する方策の検討と改善に期待したい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・⑩・c

＜コメント＞ ○意見箱設置やアンケート調査及び個別面談の実施など、子どもの意見を積極的に把握するように努めている。アンケート調査等を担当する「権利擁護委員会」を設置し、結果の検討や適切な対応を図っている。 ◆子どもからの相談等に対し組織的な対応を図っているが、その対応のマニュアル化は不十分という認識がある。子どもの相談等への適切な対応について明確にし、職員の共通理解を一層図るために、マニュアル化等の検討が期待される。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○「リスクマネジメント並びに感染症対策委員会」を設置し、リスクマネジメントの体制整備と組織的な対応を図っており、研修等で対策の周知に努めている。ヒヤリハット事例は記録のうえ、全体会議で報告、検討している。施設内の危険箇所や設備等を定期的に点検し、事故防止等に努めている。 ◆「事故・事件発生時対応マニュアル」を作成しているが、簡潔すぎるためマニュアルとしては不十分と思われる。事故や事件の内容に応じた手順や留意点等を具体的に記載するなど精度を高める改善が望まれる。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	@・b・c
＜コメント＞ ○看護師を含む「リスクマネジメント並びに感染症対策委員会」を設置し、感染症に関する体制整備と組織的な予防及び対応を図っている。新型コロナウイルス対策を含めた「感染症防止対策マニュアル」を職員に配布しており、研修等で周知徹底を図っている。感染症対策については、子どもたちへの周知・説明も行っている。新型コロナウイルス感染者が発生した際は、保健所と協議のうえ職員及び子どもに対する検査の実施や隔離等の適切な対応を行っている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
＜コメント＞ ○「消防計画」に火災、震災、その他の災害に関する対応責任者と職員の任務分担を明記している。最新の情報等を取り入れた「事業継続計画（BCP）」を作成し直し、地震想定の実施も実施している。施設は地域の福祉避難所になっており、災害時に必要な食品や備品類等の備蓄をリスト化して整備している。 ◆子どもが施設外にいる時の安否確認方法が不明確という認識があるので、委員会等で検討のうえ職員と子どもに周知することが望まれる。		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㊤・b・c
<コメント> ○「みんなの生活」、「職員の申し合わせ事項」などに養育・支援の標準的な実施方法並びに職員の姿勢等について記載している。グループごとの話し合いや子どもの意見・アンケート、実習生へのアンケート等によって養育・支援が標準的な実施方法にもとづいて実施されているか、現状を確認するように努めている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㊤・b・c
<コメント> ○「権利擁護委員会」が子どものアンケート結果のまとめや「みんなの生活」の見直しを担当しており、研修や職員会議等で組織的に検討している。意見箱の意見やアンケート調査結果、子どもとの面談などを通じて把握した子どもの意見・要望等を標準的な実施方法に反映させるように取り組んでいる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	㊤・b・c
<コメント> ○自立支援計画作成にはアセスメントシートを用い、棟会議で協議のうえ策定している。自立支援計画作成の際は必ず子どもとの面談を実施し、子どもの意向等を反映させるとともに、必要に応じて心理療法担当職員や教員等との協議を行い適切な策定に努めている。支援困難ケースについては、日々の情報共有やケース会議等での検討を行い、適切な養育・支援が行われるように努めている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊤・b・c
<コメント> ○自立支援計画の提出時期（年2回）に加えて年度末にも子どもとの面談と棟会議を実施し、評価・見直しを行っている。自立支援計画の作成並びに評価・見直しに関しては「養護システム」に文書化しており、途中で支援内容等の変更が必要になった場合も対応している。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊤・b・c
<コメント> ○パソコンのネットワークシステム「養護システム」を使い、養育・支援の実施状況の記録と情報共有を図るとともに、必要な情報の分別・抽出ができるように整備している。「養護システム」の記録に差異が生じないように、「記録マニュアル」を作成している。毎日の引継ぎの他に定期的な支援会議や全体会議などによって情報共有を図っている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊤・c

＜コメント＞

○法人の「個人情報保護規定」及び「就業規則」で、個人情報の取扱いや不適切な利用等への対応について定めている。職員のチェックリストに個人情報の取扱いに関する項目を設け日常的な確認に努めている。

◆個人情報の取扱いについて、現状では保護者等への説明が不十分であり、改善に向けて資料や方策等の検討が期待される。

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊤・c
＜コメント＞ ○子どもの権利擁護に関するチェックリストを職員全員が定期的に付けていて、それを元に職員相互に言動を見直して良い成果に繋がっており、「意見箱」の子ども意見については、職員全体で対応を協議するなどの取組を行っている。		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・㊤・c
＜コメント＞ ○「意見箱」に入れられた子どもの意見、要求について職員間で協議した内容を、「子ども会」の場を活用して子ども全体に説明することによって、自他の権利についての理解を深められるよう取り組んでいる。 ◆子どもの自他の権利について「みんなの生活」という冊子を用いて子どもたちに説明しているが、幼児版がないので、作成に向けた取組に期待したい。		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㊤・b・c
＜コメント＞ ○入所理由が分からないでいた子どもに対して、児童相談所に働きかけて入所理由を説明して、保護者と交流ができるようになったことで、子どもの情緒が安定して良い展開に繋がるなど、個別の事情に応じて丁寧な関わりを工夫している。		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・㊤・c

<コメント> ○法人全体の「虐待防止対策委員会」があり、施設では権利擁護委員を置いて、不適切な関わりや体罰があった場合の対応の仕組み、及び不適切な関わりの防止に関する対応を確認している。 ◆被措置児童等虐待の届出・通告制度について子どもへの説明は、「権利ノート」を使って口頭で説明しており資料配付は行っていない。必要であるとの認識はあるので、早急な取組を期待したい。		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	㊦・b・c
<コメント> ○「子ども会アンケート」を全児童に実施しており、子どもが職員と一緒に生活目標を立てて、期末に振り返る取組を行っている。また、コロナ禍で実際の買い物に行く機会がなかったことから、ネットでの買い物を経験させることによって、一人ひとりの趣味や興味に合った活動を支援している。		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㊦・b・c
<コメント> ○施設に不適応となって里親委託に変更になった子どもに対して、その理由について子どもに分かりやすいように丁寧に説明したり、入所前に子どもが信頼していたデイサービスのスタッフに来園してもらって交流するなど、人間関係の継続に配慮した支援を行っている。		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊦・c
<コメント> ○地域の児童家庭支援センターが行っている社会的養護自立支援事業を活用して、退所後の子どもの進路希望や適性に合うようきめ細かな支援をしている。 ◆退所者が集まるような機会は設けておらず、退所者同士が交流したり情報を交換できるような場を設けることを検討することが期待される。		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・㊦・c
<コメント> ○発達課題がある子どもに対して、子どものペースに合わせて関わり、できたことを褒める取組を開始しており、個々の子どもに寄り添った対応の実践へ繋げている。		

◆思春期に入所する子どもや、在園年数の少ない子どもとの信頼関係はまだ不十分という認識があり、信頼関係の醸成に向けて尚一層の取組を期待したい。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㊦・b・c
<コメント> ○暴力で欲求を表していた子どもが言葉で表現できるように、担当職員と子どもとの関係が上手いいかない時に、別の職員が対応するというような工夫をして、子どもの欲求の充足が図れるような取組を行っている。		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・㊦・c
<コメント> ○感情のコントロールが難しい子どもに対して、「こころの工作（完成に向けて）」というノートを本人と職員で共有して、職員が適切な支援をしながら、子どもが主体的に課題に取り組んでいけるような工夫を行っている。 ◆職員の多忙な時間帯に必要な以上に子どもを待たせたりしてしまうことが見受けられる。必要以上に待たせないで済むように、職員の配置状況や対応の検討がなされることに期待したい。		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・㊦・c
<コメント> ○幼児の日中保育のプログラムを作成し、年中以上は「認定こども園」に通園させることによって、年齢や発達の状況に応じた養育支援を進めている。 ◆新型コロナウイルスの影響があり、資源の活用が制限されてはいるが、もっと積極的に地域社会での催しなどを活用する取組に期待したい。		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㊦・c
<コメント> ○生活をする上での規範やルールについて、子どもたちと話し合いをして一緒に考え、社会生活が円滑に行くための要件を丁寧に説明している。 ◆高校生がスマホを持つことは条件付きにしているが、個人情報遵守の課題などを明確にして、高校生がスマホを持てる方向で検討しており、課題の解決に向けた検討の継続が望まれる。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・㊦・c
<コメント> ○個々の子どものアレルギー情報の表示について個人情報保護の観点から検討した結果、正確性を重視して表示法を変更していないが、子どもからの不満はないことに加えて、好き嫌いに対する工夫（小さく切る、揚げる）をするなど配慮した食事提供を心がけている。 ◆新型コロナウイルスの影響でテーブル配置が変わったため、楽しい雰囲気での食事が困難		

になりつつあるが、食堂の楽しい雰囲気作りの工夫をより積極的に行う取組に期待したい。		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊤・b・c
<コメント> ○中学生は自分で洗濯やアイロンがけをしており、衣類や靴の買い物は少し距離が離れた街まで行くので、子どもたちは旅行気分を味わいながら、好みに合わせた衣服の買い物を楽しんでいる。		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㊤・c
<コメント> ○施設全体が快適な居住空間となるよう環境整備に努めており、個人の空間、日用品等個人所有の確保等に配慮がなされている。 ◆部屋名表示プレートが子どもの悪戯で剥がれたままの箇所がいくつか見受けられた。公共物の破損に対して子どもの気づきを促すような取組に期待したい。		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㊤・b・c
<コメント> ○定期的な子どもの健康管理から必要な医療へ繋ぐ体制ができており、そのことが丁寧に記録されている。精神科通院児が相当数いて服薬をしているが、子どもたちは服薬の必要性を自覚している。		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・㊤・c
<コメント> ○法人の医師が作成した「性教育プログラム」を実施して、性についての正しい知識の獲得に繋がっている。入所前の性被害を訴える子どもや性認識が適切でない子どもを対象に、心理療法担当職員が医師と相談しながら対応している。 ◆策定されている「性教育のしおり」を積極的に活用した子どもへの学習会等を毎年実施するなど、性についての学びの場の拡充の検討に期待したい。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㊤・b・c
<コメント> ○他児に暴力を振るう高校生に対して、学校を変更せずに措置変更に繋がったり、職員へ暴力を奮う子どもに対して、他職員からの手紙などによりメッセージを伝えるなど、問題行動の解消に向けて対応を工夫している。また、対応困難なケースについては、児童相談所		

と学校と施設で合同協議を行って対応を検討している。		
A⑱	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・⑩・c
<コメント> ○今年度から女子棟の部屋割りを横割りで試行するなど、生活グループ構成に配慮している。また、支援が困難な子どもには、児童相談所と頻繁に対応を検討する機会が設けられ、子どもの行動の改善に繋がっている。 ◆子ども間の暴力やいじめが発覚した場合に備えて、具体的な対応方法を明示し、全職員が共有するなど、適切な対応がなされる体制の整備が望まれる。		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・⑩・c
<コメント> ○毎年、職員向けに子どもの心理的支援に関して、ロールプレイを交えた心理研修を実施するなど、心理的ケアが必要な子どもに対して施設全体での取組がなされている。 ◆心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制にはなっていないが、管内心理職同士の勉強会実施の構想があり、その実現に期待したい。		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<コメント> ○町営の塾がオンラインで実施されて、希望する子どもが受講できるなど、個々の子どもの学力に応じた学習支援を行っている。また、個別の学習空間を確保する工夫が行われている。		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<コメント> ○浪人してでも大学進学を希望する子どもに、新聞奨学制度を活用して予備校に通いながら大学進学を支援するなど夫々の子どもの進路希望に沿うような対応や、不登校児に対しては、町の資源を活用して小規模校への通学に繋げるなどきめ細かな対応を行っている。		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・⑩・c
<コメント> ○実用英語技能検定、日本漢字能力検定、簿記検定試験等可能な資格取得を進めたり、アルバイトの経験を奨励している。 ◆施設として職場実習や職場体験等に関する基本的な考え方を整理するとともに、学校との連携の中で職場実習先の開拓などの積極的な取組に期待したい。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・⑩・c
<コメント>		

○「つくし園だより」を毎月発行し、子どもたちの生活の状況を載せて施設と家族の信頼作りに取り組んでいる。

◆保護者と子どもの関係についてアセスメントをしたうえで、それへの対応が明確になっていることが望ましく、家庭支援専門員を中心とした家族関係調整の取組に向けた一層の努力が期待される。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A㊥	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊥・c
----	---	-------

〈コメント〉

○児童相談所と密接に連絡を取り合いながら、親子関係の再構築に向けて取組を行っている。

◆親子関係再構築のためのアセスメントや支援方針が全職員で共有されて、一貫した取組がなされることが望まれる。